

 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<事業名：農地耕作条件改善事業>

随時申請受付中

支援内容

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等が事業主体となって耕作条件の改善を行う場合、その事業費の一部を補助します。

《地域内農地集積型》～地域内の農地集積を計画的に実施する場合～

- 定額助成：区画拡大：10万円/10a、暗渠排水：15万円/10a 等
※中心経営体に集約化する農地については単価を2割加算
- 定率助成：土壤改良や営農環境の整備に関する支援 等

《高収益作物転換型》～集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合～

「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能

- 定額助成：農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討・実践 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置、導入1年目の種子・肥料への支援 等



特徴



畦畔除去



土層改良



現場での
講習・研修会

高収益作物の導入
(タマネギの収穫)

採択申請 事業実施年度に入ってからの採択申請が可能！（複数回受付）

申請方法 都道府県だけではなく、農地中間管理機構から国への直接申請も可能！

実施期間 必要なハードとソフトを組み合わせて、最大5年（ハードは最大3年）！

実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- 農地中間管理機構との連携概要の策定
- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上（高収益作物転換型においては15者以上）等



お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：農村振興局総務課（TEL:03-3591-6098）